

(答弁書第三十一号) 昭和二十一年八月二十一日配付

内閣参甲第三二一號

昭和二十一年八月十九日

内閣總理大臣 片山 哲

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出神社山林の開放に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友二君提出神社山林の開放に関する質問に對する答弁書

我が國の神社には、樹齢二百年、三百年というような巨木があり、その量も全國的に集計すれば相当量によることは御説の通りである。

もしこれ等巨木のために農地に庇蔭を生じ農産物の收量に大いに影響するような個所があれば、政府としては地方廳と連絡の上個々的に実情調査の上伐採その他の手段を考慮したいと思う。神社の巨木に限らず一般的に森林の庇蔭による農作物の減收ということは、昔から問題となつてきたものであり、これに對しては農林業の綜合的見地から善処したい考をもつてゐる。

又神社の巨木は、その神社の尊嚴を示すものであり特に我國の神社は、その境内林の美しさの故に風致地区となり、一般客はもとより外人客の清遊の場所ともなることを考え合わせれば將來の觀光計画の上からも、なるたけこれを存置しておくことが賢明な策ではないかと思う。もちろん、存置の必要もなく、しかも用材として利用することが適當であるものについては、伐採等適當な処理を考えたいと思う。

海外引揚者並びに罹災者等家なき人々に対しても戦災復興院の全体的計画のもとに復興住宅の建設につとめているのであって、これがため必要な木材は、計画料だけは確實に供給するよう準備を整えているわけであり、その供給源は神社の巨木に限らず國家的見地から伐採の対象となるものすべてについて考慮する考である。